

盛岡市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加するとともに、商店街団体、経済関係団体及び市が連携し、かつ、協働しながら、商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売商業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）に規定する事業協同組合その他事業者によって組織された団体をいう。
- (3) 事業者 法人又は個人を問わず、商店街及びその近隣において事業を営むものをいう。
- (4) 経済関係団体 商工会議所、中小企業団体中央会その他の地域経済の振興を目的として活動を行う団体をいう。

(商店街団体の役割)

第3条 商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努めるものとする。

2 商店街団体は、その組織の基盤及び活動を強化するため、事業者の理解を得ながら、事業者の商店街団体への加入促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店街団体への積極的な加入に努めるものとする。

2 事業者は、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、積極的に参加するとともに、応分の負担により当該事業に協力するよう努めるものとする。

(経済関係団体の役割)

第5条 経済関係団体は、商店街の活性化を図るため、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、かつ、協力して、商店街活性化のための施策の実施に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街の活性化のために必要な施策の推進に努めるものとする。

(市民への啓発等)

第7条 商店街団体、経済関係団体及び市は、商店街の活性化の必要性及び商店街が市民生活に果たしている役割を市民に啓発するとともに、第3条、第5条及び前条に規定する商店街活性化の

取組について、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、商店街の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割を理解し、商店街の活性化に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。